

# 第6回四国でいちばん大切にしたい会社大賞 募集要領

## 1. 表彰の目的

本表彰は、社員や顧客、地域から必要とされ、「大切にしたい会社」と思われている企業等を発掘・表彰することにより、企業経営の新たな取り組みを後押しし、企業活動の活気づくり、ひいては四国地域の経済活性化に貢献することを目的とします。

## 2. 表彰の対象

「大切にしたい会社」の要件とは、企業が本当に大切にすべきことの5つの順番<sup>\*</sup>を守り、社員とその家族の幸福、外注先とその社員の幸福、地域社会の幸福を実現する行動を継続している会社です。これらのことを実践している企業を表彰の対象とします。

※5つの順番とは、

- ① 社員とその家族を大切にする
- ② 外注先・下請企業の社員を幸せにする
- ③ 顧客を幸せにする
- ④ 地域社会を幸せにし、活性化させる
- ⑤ 自然に生まれる株主の幸せ

## 3. 応募資格

四国地域に所在する企業または民間団体とし、過去3年以上にわたって以下の9つの条件のうち6項目以上が該当していることとします。

- (1) 人員整理、会社都合による解雇をしていない（自然災害の場合を除く）
- (2) 重大な労働災害がない（自然災害の場合を除く）
- (3) 高齢者の就労機会を確保している
- (4) 社員満足度調査を実施したことがある
- (5) 仕事と子育て・介護を両立するための環境を整備している
- (6) 下請け企業・仕入れ先企業へのコストダウンを強制していない
- (7) 障がい者雇用を実施している
- (8) 環境保全活動を実施している
- (9) 黒字経営（経常利益）である

## 4. 審査方法

- 学識経験者、主催関係者などで構成する「選考審査会」を設置し公正に審査します。
- 1次審査は書類審査を行います。その後、「選考審査会」で検討し、2次審査に残った企業に対し、審査員が経営トップ及び社員の方に直接、ヒアリング等の2次審査を行います。  
※2次審査は、平成29年1月25日（水）～27日（金）のいずれかの日程、または全日程において実施を予定しております。  
※必要に応じて、事務局担当者が電話・メール・事前訪問等の方法により事前ヒアリング調査を行う場合があります。

## 5. 表彰

- 審査結果を踏まえ各賞を決定し、平成29年2月末に四国地域イノベーション創出協議会総会に合わせて表彰式を実施します。また、受賞者を新聞やホームページ上でご紹介します。受賞者には表彰式でプレゼンテーション(10分程度)を行っていただきます。

四国経済産業局長賞	1件
中小企業基盤整備機構四国本部長賞	1件

- ※ 上記以外に審査員が協議の上、特に評価すべきと判断された企業を表彰する場合があります。
- ※ 審査内容の詳細、審査結果に対する異議申し立てについては一切お受けできません。
- ※ 以下の場合には応募を無効、または本賞の付与を取り消します。
  - ・本表彰の目的を損なうような行為、もしくは応募の際に虚偽の記載、もしくは申告があった場合
  - ・法令違反など社会通念上、本賞受賞者とするのがふさわしくないと判断された場合

- 特典
  - 新聞などに公表することにより表彰企業を紹介します。
  - 事務局等が主催する各種セミナー、ホームページ、情報誌などを通じてPRの場を提供します。
- 受賞後の協力依頼について
  - 本表彰事業に関連する今後の協議会の取り組み(勉強会における事例企業としての受入及び講師対応等)について、一部、ご協力をお願いすることがあります。
  - 受賞後における反響、メディアへの取材対応、その後の経営における取組み状況等について、定期的な情報提供にご協力いただく場合があります。

## 6. 応募方法

中小企業基盤整備機構四国本部または四国地域イノベーション創出協議会のホームページから応募要領、応募書類をダウンロードして、自薦の場合は[応募書類1～7]、他薦の場合は[応募書類1～7及び8(推薦企業が記入)]に必要な事項をご記入のうえ、末尾記載の事務局までお申込み下さい。(ご希望があれば、応募用紙をE-mailでお送りします。)

応募書類は応募要領に記載された内容に従ってご記入ください。また、応募書類8以外の様式については、応募者自身による作成を必須とします。

スケジュール(概略)

- (1) 募集期間  
平成28年9月1日(木曜) ～ 10月31日(月曜)※消印有効
- (2) 審査  
1次審査:平成28年 11月 、 2次審査:平成29年 1月25日～27日(予定)
- (3) 表彰式  
平成29年 2月28日(火曜)(高松市)

応募要領、応募書類は以下のホームページからダウンロードできます。

- 中小機構四国本部 ⇒ <http://www.smrj.go.jp/shikoku/branch/important/index.html>
- 四国地域イノベーション創出協議会 ⇒ <http://www.tri-step.or.jp/g-prize/index.html>

## 7. 申込先・問合せ

四国地域イノベーション創出協議会副事務局((独)中小企業整備基盤機構四国本部)  
〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー棟 7F  
企画調整部  
E-mail: inoue-d@smrj.go.jp  
TEL 087-811-3330 FAX 087-811-1753  
<http://www.smrj.go.jp/shikoku/>

## 応募用紙の記入について

応募用紙6への記入に当たっては、以下の算定式等に沿ってご記入ください。

設問	算定式等
<b>1. 社員と家族に関すること</b>	
① 過去3年間の正社員の年間平均離職率(除く定年退職・結婚退社・病気退社等)は何%ですか。	<p>◆年間離職率 = 減少労働者数(除く定年退職・結婚退社・病気退社等) ÷ 年初の全労働者数 × 100(%)</p> <p>◆年間平均離職率 = 過去3年間の年間離職率の合計 ÷ 3年</p>
④ 過去3年間の正社員1人当たりの平均時間外労働時間は何時間ですか。(概ね月間10時間以内ですか。)	<p>◆正規1人当たり年間時間外労働時間 = 年間時間外労働時間の合計 ÷ 正規社員数(対象社員のみ)</p> <p>◆正規1人当たり平均年間時間外労働時間 = 過去3年間の正規1人当たり年間時間外労働時間の合計 ÷ 3年</p>
⑤ 過去3年間の総実労働時間に対する平均教育訓練の割合は何%ですか。	<p>◆年間教育訓練時間の割合 = 1年間における教育訓練時間 ÷ 総実労働時間</p> <p>◆平均教育訓練時間 = 過去3年間の年間教育訓練時間の割合の合計 ÷ 3年</p>
⑥ 現在の全社員に占める正社員比率は何%ですか。	◆正規社員比率 = 正規社員数 ÷ 全社員数 × 100(%)
⑦ 社員の家族に対する自社独自の福利厚生制度はありますか。	◆家族看病のための有休休暇、誕生日祝い金など、独自制度の有無
⑪ 社員の過去3年間の年次有給休暇の平均取得率は何%ですか。	<p>◆年間取得率 = 年間取得日数 ÷ (当年度の)年次有給休暇付与日数 × 100(%)</p> <p>◆平均取得率 = 過去3年間の年間取得率の合計 ÷ 3年</p>

応募用紙7[財務評価シート]への記入に当たっては、以下の算定式等に沿ってご記入ください。

No	記入項目	算定式等
5	減価償却費	製造原価・販管費に含まれる減価償却費を合計して記入してください。
6	人件費	製造原価・販管費に含まれる人件費を合計して記入してください。なお、人件費には、福利費も含まれます。
7	支払利息等	支払利息・手形売却損の合計額を記入してください。
8	期末人員	9.「正社員」、10.「パート等」の合計値を記入してください。(Exellの場合は自動計算されます)
10	パート等	「パート等」については、正社員を基準として時間換算した人数を記入して下さい。
13	売上債権	受取手形+売掛金-前受金
15	買入債権	支払手形+買掛金-前渡金
16	短期借入金	社債がある場合は、借入金と社債の合計額を記入してください。
17	長期借入金	社債がある場合は、借入金と社債の合計額を記入してください。
18	未来投資費用等	19.「設備投資額」～22.「採用募集費」の合計額を記入してください。(Exellの場合は自動計算されます)

➤ ご不明な点等につきましては、下記審査事務局までお問い合わせください。

四国地域イノベーション創出協議会

審査事務局 中小機構四国(中小企業基盤整備機構四国本部)

〒760-0019 高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー 棟 7F

企画調整部

E-mail : inoue-d@smrj.go.jp

TEL 087-811-3330 FAX 087-811-1753

<http://www.smrj.go.jp/shikoku/>